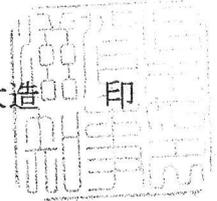


滋 防 危 第 7 0 5 号
平成 29 年(2017 年) 4 月 20 日

おうみ市民放射能測定所 代表 加納 洋 様

滋賀県知事 三日月 大造 印



関西電力の「大飯原子力発電所」「高浜原子力発電所」「美浜原子力発電所」
及び日本原子力発電の「敦賀発電所」についての質問書について（回答）

2017 年 2 月 1 日付け標記質問書により要望されたことについて、下記のとおり回答
します。

記

第 1 農業被害について

放射能汚染により耕作不可能となる耕地面積はどの程度か、ほか

- 原子力規制庁作成の「拡散シミュレーションの試算結果」は、外部被ばくおよび放射性物質の直接吸入による内部被ばくによる人体への影響を評価したものであり、耕地等の汚染を評価したものではないことから、この試算結果に基づいて回答することはできません。

第 2 漁業被害について

2-01 から 2-04 放射能汚染により操業停止を余儀なくされると予想される海域を示せ、ほか。

- 県が平成 28 年に公表した「放射性物質が拡散した場合の琵琶湖生態系への影響予測結果について」によると、福井県にある原子力発電所で福島第一原子力発電所事故と同等の事故が発生した場合、最悪の場合で、琵琶湖にいるオオクチバス等魚食性魚について、1 年経過した後一般食品の基準値である 100Bq/kg を超えるセシウムが蓄積されるという結果が示されています。

しかし、質問書にある操業停止となる海域や海洋汚染による損害に関する予測はしていません。

2-05 事故後汚染水を海洋に投棄することを規制する法令を把握しているか。

- 汚染水については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、事業者が処理すると聞いています。詳しくは、放射性物質の管理について所管している原子力規制委員会にお問い合わせください。

第3 林業の被害について

放射能汚染により1年以上立入が制限されると予想される県内の森林面積ほどの程度か、ほか

- 原子力規制庁作成の「拡散シミュレーションの試算結果」は、外部被ばくおよび放射性物質の直接吸入による内部被ばくによる人体への影響を評価したものであり、森林等の汚染を評価したものではないことから、この試算結果に基づいて回答することはできません。

第4 観光業の被害について

4-01 1年以上営業を中止しなければならない観光事業所数と従業員数を答えよ。

- 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）では、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、原子力災害対策を重点的に実施する区域（UPZ）を規定し、避難計画等を講じていますが、避難指示が継続される期間は予想できません。つきましては、1年以上営業を中止しなければならないと判断する根拠がなく、御質問の評価はしておりません。

4-02 海外からの観光客について、事故年から10年間の各年、どの程度の減少が予想されるか。

- 御質問の評価はしていません。

第5 製造業・加工業の被害について

1年以上工場を閉鎖しなければならないと予想される製造業・加工業の事業所数と従業員数を答えよ。

- 御質問の評価はしていません。

第6 観光事業を除くサービス業の被害について

1年以上工場を閉鎖しなければならないと予想される観光事業を除くサービス業の事業所数と従業員数を答えよ。

- 御質問の評価はしていません。

第7 事故後の避難、避難後の生活被害などについて

7-01 福島第一原発事故の計画的避難区域に相当する想定区域と避難対策の内容を答えよ。

- 原子力災害対策指針（原子力規制委員会策定）においては計画的避難区域を指定することとされておりませんが、万が一、国により指定された場合は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第5節第13に基づいて対応します。

7-02 から 7-04 帰宅困難となる被災者数を、10日、1月などの期間を超えて避難を余儀なくされる人員数を答えよ、ほか。

- 御質問の評価はしていません。

7-05 緊急避難区域に相当する地域と避難計画の概要を答えよ。

- 緊急避難区域の定義が不明のため回答できません。

第8 事故による学校、病院、その他の被害について

1年を超えて校舎を使用できなくなると予想される県内の小学校、中学校、高等学校数を答えよ、ほか。

- 御質問の評価はしていません。

第9 公共交通に関する被害について

鉄道、道路において、1月を超えて不通となる予想区間を答えよ、ほか。

- 御質問の評価はしていません。

第10 健康影響について

10-01 から 10-03 住民の被ばく線量を計測し記録する対策は整備されているか、根拠となる法令を示せ、ほか。

- 「原子力災害対策指針」に基づき滋賀県地域防災計画第2章第6節第9で必要な線量評価の体制を整備することとしています。

10-04 避難基準として年間の被ばく線量基準を定めた法令を答えよ。

- ありません。

10-05 年間被ばく線量 20 ミリシーベルトが基準になると、労働安全衛生法による放射線管理区域を超えるところに居住することになるが、そのことについての見解を答えよ。

- 国は、国内外の専門家の意見を踏まえ、避難指示解除準備区域の基準を 20 ミリシーベルトとしたものと認識しています。放射線からの防護措置については、国の責任で行われるものでありますが、国では、住民が帰還し、居住を再開した後も、引き続き被ばく低減・回避のための総合的な対策を講じ、長期的な目標として、年間の被ばく線量を 1 ミリシーベルト以下にすると聞いています。

10-06 原発関連死を想定した対策は必要か。必要であると考えられる場合は何ができるか答えよ。

- 「原発関連死」の定義が不明であり、回答できません。

第 11 放射能により汚染された廃棄物について

11-01 放射能により 1kg 当たり 100 ベクレル以上汚染された廃棄物の量はいくらか答えよ。

- 御質問の評価はしていません。

11-02 から 11-05 放射能によって汚染された可能性のある廃棄物は、廃棄物処理法上の一般廃棄物に該当するのか答えよ、ほか。

- 福島第一原子力発電所事故の例から、原子力災害時には特別措置法が制定されて対応されるものと認識しています。

第12 除染について

12-01 予想される放射能により汚染し、除染を要する宅地、農地、山林の面積はどの程度か答えよ。

- 御質問の評価はしていません。

12-02、12-03 除染の義務を負うものを法律上の根拠と合わせて答えよ、ほか。

- 福島第一原子力発電所事故の例から、原子力災害時には特別措置法が制定されて対応されるものと認識しています。

第13 法令について

13-01 汚染水を環境中に漏えいすることを規制する法令を答えよ。

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）。

13-02 福島第一原発の過酷事故と同様の事故発生を想定した場合、県民を守るための法律は整備されていると考えるか。原発事故が単独で発生した場合だけでなく、原発事故が地震、津波と複合して発生した場合について、整備されていると考える場合は、法令名とその概要を答えよ。

- 放射線から守る法律は整備されていると考える。
放射線に対しては原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき県民の生命、身体を守り、自然災害に対しては災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づいて守ることとされています。

13-03 環境基準や規制基準の法整備はなされておらず、土壤汚染関連法など多くの公害関連法は放射性物質の適用除外規定を残したままになっている。国のあるべき公害法の整備をどのように考えるか、環境基本法7条の地方公共団体の責務として何をなすべきと考えているか答えよ。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の附則において、政府は、放射性物質により汚染された土壤等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含めた検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他所要の措置を講ずるものとするなどと規定されています。

担当

総合政策部防災危機管理局

原子力防災室 北村

電話 077-528-3445